

第 4 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成29年9月27日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成29年9月27日(水曜日)

午前9時58分開議

午後0時14分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第7号 熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第14号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第15号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第18号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第20号 一般財団法人熊本県起業化支援センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 県有地信託の事務処理状況を説明する書類の提出について

報告第23号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

報告第38号 熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告について

請第18号 (有)山口海運の岩石採取計画の認可申請に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②やつしろ物流拠点構想の策定について
- ③グループ補助金の執行状況等について
- ④地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定について
- ⑤ようこそくまもと観光立県推進計画の策定について

出席委員(7人)

委員長 早田 順一
副委員長 高野 洋介
委員 城下 広作
委員 松田 三郎
委員 濱田 大造
委員 西山 宗孝
委員 岩本 浩治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田中 義人
 政策審議監 中山 広海
 環境局長 藤本 聡
 県民生活局長 瀬戸 浩一
 環境政策課長 田村 真一
 水俣病保健課長 小原 雅之
 水俣病審査課長 三輪 孝之
 政策監 山口 喜久雄
 環境立県推進課長 橋本 有毅
 環境保全課長 山口 勝也
 自然保護課長 中尾 忠規
 循環社会推進課長 久保 隆生
 くらしの安全推進課長 猿渡 信寛
 消費生活課長 西川 哲治
 男女参画・協働推進課長 真田 由紀子
 人権同和政策課長 園田 正喜

商工観光労働部

部長 奥 菌 惣 幸
 政策審議監兼
 商工政策課長 中川 誠
 商工労働局長 寺野 慎吾
 新産業振興局長 村井 浩一
 観光経済交流局長 原山 明博
 国際スポーツ大会推進局長 小原 雅晶
 商工振興金融課長 浦田 隆治
 労働雇用創生課長 石元 光弘
 産業支援課長 末藤 尚希
 エネルギー政策課長 前野 弘
 企業立地課長 小牧 裕明
 観光物産課長 永友 義孝
 国際課長 小金丸 健
 首席審議員兼
 国際スポーツ大会推進課長 水谷 孝司
 企業局
 局長 原 悟
 次長兼総務経営課長 松岡 大智
 工務課長 武田 裕之
 労働委員会事務局

局長 一 喜美男
 審査調整課長 中島 洋二

事務局職員出席者

議事課主幹 門垣 文輝
 政務調査課主幹 池田 清隆

午前9時58分開議

○早田順一委員長 ただいまから、第4回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

次に、前回の委員会以降に人事異動がっておりますので、自席からの自己紹介をお願いします。

（男女参画・協働推進課長、審査調整課長の順に自己紹介）

○早田順一委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部の説明を求めた後に、部局ごとに質疑、採決を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工観光労働部の順で説明をお願いいたします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて、担当課長から、資料に従い順次説明をお願いいたします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 環境生活部でございます。

環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係が1件、条例が1件、専決処分報告が1件、

県出資団体の経営状況の報告が2件でございます。

まず、第1号議案平成29年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額3,200万円余の増額補正及び債務負担行為をお願いしております。

その内容といたしましては、県有施設における吹きつけアスベストの確認調査に要する経費などがございます。

次に、第7号議案熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、特定非営利活動法人として指定されている法人の名称変更に伴い、関係規定を整理するものでございます。

次に、報告第1号専決処分の報告でございますが、これは、職員の交通事故による和解及び損害賠償額の決定についての御報告でございます。

次に、報告第14号公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出及び報告第15号公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出は、地方自治法の規定に基づき、県出資団体の経営状況を御報告するものでございます。

以上が今回提出をいたしております議案の概要でございます。

このほか、水俣病対策の状況につきまして御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○早田順一委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○田村環境政策課長 環境政策課でございます。

報告を2件させていただきます。

まず、経済環境常任委員会説明資料6ペー

ジをお開きください。

報告第1号の専決処分の報告でございます。

職員の交通事故に関する和解及び損害賠償額の決定について御報告いたします。

内容につきましては、7ページの事故の概要で御説明いたします。

この事故は、平成29年2月15日に、循環社会推進課の職員が、公用車で出張した際に、合志市須屋で発生したものでございます。

事故の状況といたしましては、国道3号線の北バイパスと国道387号線が合流する交差点におきまして、職員が右折レーンに進入した際に、誤って左折レーンに停車中の相手側車両のサイドミラーに接触したものでございます。

県側の過失割合が100%であり、損害賠償額は7,668円となっております。

なお、損害賠償は、県が加入しております損害賠償保険で対応しております。

職員の交通事故防止、交通違反防止につきましては、これまでも研修等において注意喚起を行っておりますが、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

交通事故についての御報告は、以上でございます。

次に、説明資料の8ページをお願いいたします。

報告第14号公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明に当たりましては、別冊の水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類で主なポイントを説明させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、別冊の資料の1ページをお願いいたします。

当財団の沿革でございますが、当財団は、水俣病の発生によって深刻な影響を受けた地域の振興等に関する事業や国の施策等に基づ

いた金融支援等を行うために設置されたもので、左側の枠囲みにあります3つの財団を平成12年に統合し、平成24年4月1日から公益財団法人へと移行し、現在に至っております。

右の枠内にありますように、チッソへの貸付事業を除き、基本財産と特定財産の合計80億円の運用益収入により、助成事業及び法人運営を行っております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

平成28年度決算における事業報告ですが、枠内にありますように、地域振興事業など4つの助成事業とチッソへの貸付事業を行っております。

各事業の内容等につきましては、3ページから11ページに記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、14ページをお願いいたします。

決算に伴う財務状況を御説明します。

平成28年度財団の正味財産は、正味財産増減計算書の当年度欄の一番下にあります982億1,350万円余でございます。昨年度から11億9,247万円余の増となっておりますが、これは主にチッソへの一時貸付金の据置期間中の利息が増加したことによるものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

本年度の事業計画についてですが、昨年度に引き続きまして、4つの助成事業及びチッソに対する貸付事業等を行っていく予定でございます。

最後に、本年度の予算については、20ページから21ページに記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

以上が財団の経営状況の報告でございます。

今後も適切な法人運営が行われますよう努

めてまいりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

環境政策課からの報告は、以上でございます。

○山口環境保全課長 環境保全課でございます。

経済環境常任委員会説明資料2ページをお願いいたします。

まず、公害規制費につきまして、説明欄の2つの事業につきまして3,277万5,000円の増額をお願いしております。

まず、説明欄の1、公害防止指導費、熊本県公害関係届出等台帳システム改修事業につきましては、来年3月から1年間再リースし、来年度末にシステム移行を予定しておりましたが、本年8月の水俣条約発効による大気汚染防止法の改正に合わせて、システム改修が必要となっております。システム移行を前倒しし、システム改修とあわせて行うことで、経費縮減ができますことから、本年度末にシステムを移行するもので、1カ月分のリース料21万4,000円を今回追加額としてお願いしております。

ただいま御説明いたしましたシステムリースに関しまして、3ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

これは、一番右に今回追加額として記載しておりますとおり、平成30年度から34年度に総額1,277万8,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

もう一度2ページをお願いいたします。

説明欄の2、公害監視調査費、県有施設における吹付けアスベスト(レベル1)確認調査事業につきましては、県有施設を利用する県民の方々や職員の健康被害の防止のために、確認調査を実施するものでございます。

県庁舎などの大型施設は、専門業者に委託して実施し、その他の県有施設は、専門研修

を受けた県職員が現地調査を行います。その調査の過程で、アスベストの存在が疑われる場合は、全て専門業者に委託して分析調査を行い、分析調査によりアスベストが確認された場合は、さらに大気中濃度測定を実施することとしております。これらの事業費として3,256万1,000円の増額をお願いしております。

環境保全課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料9ページの報告第15号公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

内容につきましては、別冊の資料で御説明いたします。よろしいでしょうか。

資料の1ページをごらんください。

まず、平成28年度の事業概要報告でございます。

I 法人の概況でございますけれども、主な事業は、3、定款に定める事業内容にもありますとおり、平成27年12月から供用開始した公共関与による管理型最終処分場エコアくまもとの運営など、(1)産業廃棄物の処理に関する事業でございますが、現在は、(2)の事業として、熊本地震により発生した災害廃棄物の受け入れも進めているところでございます。

次に、2ページの中段、II事業の状況をお願いいたします。

1、事業の実施状況ですが、(1)の産業廃棄物処理については約2,000トン、(2)の災害廃棄物処理につきましては、熊本地震による家屋等の瓦れきや残渣など、年度末までに約8万トンを受け入れておるところでございます。

エコアくまもとは、本来は産業廃棄物の処理場ですが、公共の処分場として、非常災害

に伴うセーフティーネットとしての役割も担っておりまして、県内の市町村や民間の処分場などとともに、災害廃棄物の受け入れを進めているものでございます。

3ページの(5)環境学習・施設見学の実施につきましては、県北の環境教育の拠点施設として、荒尾・玉名地域を中心とした小中高生953名に環境教育を実施するとともに、施設見学として、県内外の行政機関を初め、中国、インドネシアといった海外視察なども含めまして、1,274名を受け入れたところでございます。

続きまして、5ページの2、決算報告をごらんください。

①貸借対照表総括表に基づきまして、資産等の状況を御説明いたします。

まず、I資産の部の表の中ほどになりますけれども、資産合計の欄をごらんください。

資産合計は、90億7,600万円余で、前年度から20億5,800万円余の増加となっております。

これは、災害廃棄物の受け入れに伴い、事業収益が大きく増加しまして、定期預金を積み増した結果によるものでございます。

その下のII負債の部につきましては、負債合計で38億3,900万円余と、前年度から1億7,800万円余増加しております。

これは、災害廃棄物の処理に伴いまして、維持管理業務委託などの経費も大きく増加しており、その分の未払い金が発生したことで、将来の維持管理のための引当金を新規に計上したことによるものでございます。

最後に、III正味財産の部ですが、最下段から2段目の正味財産合計の欄をごらんください。

資産合計から負債合計を差し引いた額となりますが、基本財産を含めまして52億3,600万円余でございます。

次に、11ページをごらんください。

平成29年度の事業計画でございます。

本年度の事業といたしましては、2、事業内容の(1)処分場運営に関する事業に記載のとおり、引き続き産業廃棄物や災害廃棄物を適正に受け入れながら、安全で安定的な運営に努めてまいります。

また、(2)地域に役立つ施設への取組といたしましては、県北の環境教育の拠点として、引き続き施設の見学などを通じた循環型社会に関する学習などを進めてまいります。

最後に、13ページをごらんください。

平成29年度の当初収支予算書です。

まず、(1)の経常収益の合計欄をごらんください。

廃棄物受け入れに伴う事業収入や受取利息など、16億4,200万円余を見込んでおります。

また、最下段から2段目の(2)経常費用計欄をごらんください。

職員の給料手当、減価償却、租税公課、委託費などに係る費用でございまして、8億3,200万円余を見込んでおりまして、最下段の経常増減額で収支差し引き8億1,000万円余の黒字を見込んでおります。

最後に、次の14ページの表の最下段、正味財産の期末残高は56億1,000万円余の見込みとなっております。

なお、熊本地震による災害廃棄物の受け入れは、8月末現在で、発災以来約12万5,000トン、本年度だけで約4万5,000トンを受け入れております。本年度も、この分が事業収支に大きく寄与する見込みでございます。

循環社会推進課の報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

第7号議案熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容を5ページの条例案の概要で説明させていただきます。

改正の趣旨は、個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定されている法人の名称変更に伴い、関係規定を整理する必要があることから、条例を改正するものでございます。

改正の内容は、本則の表NPO法人環境ネットワークくまもとの項中「NPO法人環境ネットワークくまもと」を「NPO法人くまもと未来ネット」に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日を予定しております。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○早田順一委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から、資料に従い順次説明をお願いいたします。

初めに、奥菌商工観光労働部長。

○奥菌商工観光労働部長 商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、先日行われました経済環境常任委員会の上海市への経済視察について、一言御礼を申し上げます。

7月3日から5日までの2泊3日と大変タイトな日程でございましたけれども、JETRO上海やJNTO上海などとの意見交換、さらに熊本県人会との交流会などを通じて、現地に行かなければ知り得ない貴重な情報や生の意見を伺うことができました。

今後、中国との経済交流を進める手がかりとしたいと思います。まことにありがとうございました。

それでは、提出議案の概要について説明いたします。

今回提案しております議案は、予算関係が1件、条例が1件、報告が9件でございます。

まず、第1号議案の平成29年度熊本県一般会計補正予算でございます。

震災からの復旧、さらに、創造的復興に向けまして、地域未来投資促進法に基づき、国の地方創生推進交付金を活用して行う県内企業等の投資への助成に要する経費などで、総額8億4,800万円余の増額補正をお願いしております。

また、これに関連いたしまして、第8号議案の熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

次に、報告でございます。

県が出資いたします8つの法人について、経営状況等の説明をするとともに、回収納付金を受け取る権利の放棄について御報告いたします。

このほか、議案以外のその他の報告事項といたしまして、やつしろ物流拠点構想の策定についてなど4件を御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○早田順一委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

説明資料の11ページの補正予算について説明させていただく前に、予算と関連いたしますので、グループ補助金の執行状況等について御報告させていただきます。

大変恐縮でございますけれども、別冊の少し厚目の商工観光労働部の経済環境常任委員

会報告事項のインデックス2のところをお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、上段の1、進捗状況についてでございますけれども、1段目の復興事業計画認定、いわゆるグループ認定のところの帯をごらんください。

第3次までの公募で487グループを認定し、補助金申請予定件数が4,918件、約1,448.5億円となっております。また、その右側のところですが、現行予算では最終公募となります第4次公募を現在実施しているところでございます。

次に、2段目、補助金交付申請の帯ですが、これまで、申請予定件数の約4分の3となる3,684件、約1,017.7億円が交付申請されておりますけれども、まだ1,200件を超える方が未申請という状況でございます。

次に、3段目の交付決定の帯ですが、これまで、2,685件、約670.9億円を交付決定しております。また、その右側に参考として記載しておりますけれども、実績報告書の提出件数は1,392件、約204.8億円、うち支払い済みが706件、約82億円となっております。

次に、下段の2、課題と取組状況についてです。

左のほうに課題、右のほうに取り組み状況を記載しております。

まず、課題の①補助金申請の促進、②工事業者の確保ができないために補助金申請ができない事業者への対応、③補助金交付決定及び支払い事務の迅速化につきましては、後ほど説明いたします9月補正予算などにより、事務処理体制の拡充、建築会社の確保を図りながら、事務の加速化を図ってまいります。

また、課題の④交通インフラの復旧のおくれなどによって今年度中に補助金申請ができない事業者への対応につきましては、これまで協議を重ね、国にも一定の理解を得ており、現在も検討いただいているところで

ございますが、今後も万全の対応を図られるようしっかりと国と協議してまいります。

以上が報告事項の内容となりますが、ここで説明させていただきましたので、その他報告事項での説明は割愛させていただきたいと思っております。

大変恐縮でございますけれども、資料戻っていただきまして、A4横の委員会説明資料11ページをお願いいたします。

商工施設災害復旧費につきまして1億6,900万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

中小企業等復旧・復興支援事業として、先ほど説明させていただきましたグループ補助金の執行状況や課題を踏まえまして、年度末に向けて執行をさらに加速していくための3つの経費について増額をお願いしております。

まず、(1)は、補助申請等審査事務を外部委託しております受付センターの体制を拡充するための経費について5,346万円余を増額するものです。

(2)は、新たに補助金申請等の書類作成を支援するアドバイザーを設置するための経費としまして1,553万円余をお願いするものです。

(3)は、工事業者不足により申請できないという声を受けまして、先週19日と20日に補助申請予定者と建築業者とのマッチング会を実施しておりますが、今後遠隔地の建築業者と契約することで発生する掛かり増し経費の自己負担分への支援経費について、約1億円をお願いするものでございます。

9月補正予算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

報告第38号熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金

を受け取る権利の放棄に関する報告についてでございます。

これは、6月議会でも1件報告させていただきましたけれども、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例第4条の規定に基づき権利放棄した案件を報告するものでございます。

30ページに概要をおつけしておりますので、そちらで御説明させていただきます。

今回の放棄案件3件、いずれも熊本地震により被災した個人事業主に対する案件でございまして、6月議会で、条例改正で放棄できる案件として追加いたしました自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づく事業再生案件に係るものでございます。

放棄した日は、いずれもことし7月19日、県の放棄額は、融資残高に非保険割合及び県の損失補償割合を乗じた額から回収額を減じた3件合計で16万1,968円となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

労働雇用創生課では、予算関係1事業と経営状況の報告を3件お願いしております。

まず、補正予算関係です。

今の説明資料の12ページをお願いします。

補正予算につきましては、職業訓練総務費で825万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載の外国人材受入支援事業でございます。

この事業は、ことし11月から、技能実習法、通称でございますが、これが施行されることとなっております。

この法律は、技能実習生に対する人権侵害や技能実習生の失踪の増加などの課題を背景としており、大きく技能実習制度の適正化と

技能実習制度の拡充の内容がございませう。国や国の認可法人である外国人技能実習機構において、管理団体や実習先企業を厳しく管理する側面、一方、拡充面では、優良な管理団体や実習先企業に対しては、実習期間の延長と実習人数の拡大を講じるというものでございませう。

一方、人手不足も相まって、年々外国人労働者に対するニーズも増加しており、県に対しても、企業などから外国人技能実習生の受け入れについての相談がふえてきているところございませう。

そのため、外国人技能実習生の受け入れに係る企業の相談窓口の設置や講習会の開催などの実施に要する経費の計上をお願いしております。

なお、当該事業は、技能実習制度の適正な運用を図ることにより、結果的に技能実習生の受け入れ拡大につながることから、現在の重要な課題である人手不足への対応にも寄与するものと考えております。

引き続き、経営状況の報告をさせていただきますと思ひます。

報告第16号一般財団法人熊本テルサの経営状況について御説明いたします。

熊本テルサの経営状況を説明する書類、別冊のインデックスの3番をお願いしたいと思います。

1ページの財団の概要でございませう。

当財団は、平成8年に、勤労者の福祉の充実等を図ることを目的として設立され、平成26年4月1日に、一般財団法人へ移行しております。基本財産は1億円で、県は7割の出資を行っております。

2ページの平成28年度事業状況報告書をお願いいたします。

当年度は、熊本地震により施設や設備が損壊し、1カ月以上営業を停止するなど、甚大な被害を受けました。営業再開後も、宴会部門の低迷等により、月間売上高が前年度を大

きく下回る状況が続きましたが、秋口になると売上げが回復し始め、11月からは前年度を上回る売上げとなったところございませう。

2に各部門の実施状況を記載しております。

特に、(1)宿泊及び(6)会議部門におきましては、地震からの復旧のための宿泊や他のホテル等の休業により、前年度比で売上高が増加しております。

1ページめくっていただきまして、3ページの表に施設の利用状況を示しております。

平成28年度は、全体で約42万人の方に御利用いただきました。地震による営業停止期間もあり、前年度に比べると施設全体の利用者は減少しているところございませう。

次に、決算書でございませう。

4ページの損益計算書をお願いします。

最上段の1、売上高ですが、2列目の(ア)の6億4,700万円余となっております。(ウ)の列の前年度と比べて、7,200万円余減少しました。

表の中ほどより少し下に記載してございませう、5、減価償却前の営業利益は900万円余の黒字となりましたが、一番下に記載しております、10、経常利益につきましては、9の営業外費用における修繕費約7,000万が影響し、2,900万円余の赤字となっております。

1ページめくっていただきまして、続きまして、5ページの貸借対照表でございませう。

テルサの資産の状況でございませう。

資産の部につきましては、流動資産で1億8,600万円余、固定資産で3億3,700万円余、合計5億2,300万円余の資産となっております。

6ページをお願いします。

ここからは、平成29年度の事業計画でございませう。

1、総括の後段の部分でございませうけれども、今年度は、地震前の平成27年度の売上

げを目標とし、安定的に経常利益を確保でき、勤労者の福祉向上の拠点としての機能を維持していくことを目指すこととしており、これまで同様に、宿泊やレストランなど、2の各部門の各種業務を提供していきます。

1ページめくっていただきまして、7ページの平成29年度予算書をお願いします。

売り上げ目標を7億1,900万円余としており、表の一番下に記載してございます経常利益は700万円余の黒字を見込んでおります。

以上が熊本テルサの経営状況の説明でございます。

引き続き、報告第17号公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況について御説明します。

インデックス4番をお願いします。

1ページをお願いします。

概要ですが、熊本県雇用環境整備協会は、平成3年に、地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住促進に寄与することを目的に設立されたもので、基本財産1億円の全額を、運用財産28億円のうち20億円を県が出資しております。水前寺駅2階のジョブカフェ奥に事務所を構えております。

2ページをお願いします。

2ページから7ページまでが平成28年度実施の事業の数々でございます。

協会では、1の講座・セミナー・育成事業、4ページの2の相談事業、5ページの3、体験・見学事業、6ページの4、助成事業、5、広報啓発等事業の5つを大きな柱として、高校生、大学生等を含む若年求職者を対象とした各種支援事業を多数実施しているところでございます。

協会の独自事業のほか、熊本労働局から委託を受けた若年者地域連携事業や、熊本県からの委託事業である5ページの2の(4)若年求職者等への相談対応業務など、若者の就職支援に係る各種事業を中心に、高校などとも連携して実施しているところでございます。

8ページから9ページが決算書でございます。正味財産増減計算書です。

まず、1、経常増減の部についてですが、運用益と受託事業収入である(1)経常収益が8,335万円余から、1ページめくっていただきまして、9ページの6行目の経常費用7,752万円余の差し引き額である582万円余が黒字となっております。

一方、投資有価証券の評価損益が6,725万円余の損失であることから、この結果、平成28年度末における正味財産期末残高は、最下段の32億4,380万円余となっております。

続きまして、10ページ、貸借対照表でございます。

資産の部が、資産合計で32億4,800万円余、Ⅱ、負債の部が、流動負債が441万円余、正味財産である下から2段目の正味財産合計、つまり基金等の総額の項は32億4,380万円余となっております。

ページをめくっていただきまして、飛んで14ページをお願いします。

ここから平成29年度の事業計画でございます。

昨年度に引き続き、今年度においても、若年者の県内就職の促進と県内企業の人材確保、人材育成の支援に向けて、企業と学生との交流会や企業見学会、各種広報啓発事業など、18ページまでの事業について、運用益による独自事業や国や県からの委託事業により取り組むこととしております。

ページをめくっていただきまして、19ページ、平成29年度における収支予算書をお願いします。

基金の運用益や受託事業収入など(1)経常収益計8,960万円余と20ページ中段の経常費用計1億801万円余の差額である評価損益等調整前当期経常増減額につきましては、マイナス1,841万円余となっておりますが、経費節減等に努めまして事業を実施することで、最終的には黒字となる見込みでございます。

以上、雇用環境整備協会の説明を終わります。

引き続き、報告第18号希望の里ホンダについて御説明いたします。

別冊のインデックス5番をお願いします。

1ページの会社概要です。

昭和60年に、宇城市松橋町に重度障害者の雇用の場を拡大する目的で、本田技研工業株式会社、熊本県、宇城市の3者が出資して設立した第三セクターで、資本金5,000万円のうち、県が44%、本田技研工業が51%を出資しております。

2ページをお願いします。

平成28年度の事業報告について、③の表、財産及び損益の状況をごらんください。

直近4期の損益の状況を記載しております。

一番右の列、平成28年度の売上高は57億6,900万円余で、熊本地震のため、生産量が減少したことにより、前年から減少しており、経常利益は1,029万円となっております。前年度に比較し減額となっているところです。

1枚めくっていただきまして、3ページをお願いします。

下段の④、従業員の状況をごらんください。

3月末時点で、従業員54名のうち、障害者25名を雇用しております。

4ページの損益計算書をお願いします。

上から5段目ですが、営業損失が1,145万円となっております。

熊本地震雇用調整助成金や障害者雇用調整金、助成金収入など営業外利益を加えると、経常利益が1,029万円の黒字となっております。

続きまして、5ページ、貸借対照表でございます。

資産の状況です。

資産の部が、合計で11億6,500万円余、負債の部が、合計9億6,500万円余で、自己資

本である純資産の部は2億円余となっております。

次に、7ページをお願いします。

ここからは、平成29年度の事業計画と収支計画でございます。

今年度の計画では、二輪・四輪部品等の生産の増加が見込まれており、全体としては、①売上計画の一番右の列の最下段のとおり、8%の売り上げ増加を見込んでおります。

めくっていただきまして、8ページ⑤にある経常利益については、950万円余の黒字を見込んでいます。しかしながら、地震関連の助成金収入等の減少により、平成28年度に比べ78万円余の減になる見込みです。

以上、希望の里ホンダの説明を終わります。

労働雇用創生課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○末藤産業支援課長 産業支援課でございます。

補正予算1件、法人等の経営状況報告を3件お願いしております。

委員会説明資料13ページをお願いいたします。

工業振興費でございますが、地域未来投資促進事業といたしまして5億8,295万円余をお願いしております。

本事業は、地域未来投資促進法に基づき、国の地方創生推進交付金を活用して行う県内企業等の投資への助成等に要する経費でございます。

続きまして、説明資料24ページから26ページ、報告第19号から21号でございます。

別冊の法人等の経営状況等を説明する書類、インデックスの6番をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

当財団は、平成13年に、熊本県中小企業振興公社、熊本テクノポリス財団、熊本テクノ

ポリス技術開発基金の3つが統合して設立され、平成25年に公益財団法人へ移行するとともに、名称をくまもと産業支援財団に変更いたしました。

2ページをお願いします。

組織は、2部、1センター体制でございます。

県内中小企業への支援を幅広く行っており、企業間のマッチングを行うビジネスマッチング推進室や高度技術の推進を図る産学連携推進室、グループ補助金に係る無利子貸付事業を行う復興支援金融室などを持つ企業支援部を中核としております。

3ページをお願いします。

役員構成と職員の状況です。

一番下の職員の状況の表のとおり、現在の職員数は61名で、県からも6名を派遣しております。

少し飛びまして、6ページをお願いします。

事業及び会計体系図です。

当財団は、3つの公益目的事業の中で、経営相談・指導、起業化支援、新事業展開支援、ビジネスマッチングの推進などを実施しております。

7ページから23ページまでは、個別の事業概要が報告に上がっておりますが、詳細は省略させていただきます。

24ページをお願いします。

貸借対照表です。

資産の部、一番下の欄の資産合計は310億400万円余となり、昨年度から210億2,200万円余の増となっております。これは、グループ補助金に係る無利子貸付事業による基金造成等によるものです。

25ページ中段、負債合計の増は、同事業のための長期借入れによるものです。

下段の正味財産合計は、基金の国庫補助分を返還したことにより、13億4,500万円余の減となっております。

28ページをお願いします。

正味財産増減計算書でございます。

基金の返還の影響により、29ページ一番下段の正味財産期末残高は59億5,500万円余で、13億4,500万円余の減となっております。

38ページをお願いします。

中段記載のとおり、昨年9月に、国基金返還後の財団運営の基本指針を策定いたしまして、マーケティング機能の強化、財務体質の改善、組織体制の強化を柱に取り組みを進めることとしたところです。

個別の事業概要につきましては、40ページ以降に記載しておりますが、詳細は省略させていただきます。

くまもと産業支援財団につきましては以上でございます。

続きまして、同じく法人等の経営状況等を説明する書類のインデックス7番をお願いいたします。

1ページをごらんください。

一般財団法人熊本県起業化支援センターでございます。

当センターでは、5の業務概要の(1)に書いてございます創業初期や新分野進出期の企業に対する株式等の引き受けによる資金提供を行う機関といたしまして、平成8年に、県と地元銀行の出資のもと、設立しております。

4ページをごらんください。

平成28年度事業実績でございます。

(2)事業別概要の①投資事業でございますが、平成28年度は、4社に対し5,091万円の株式投資等を行っております。

なお、4ページの最後でございますとおり、平成29年度の投資案件として、28年度中に2件を決定してございます。

5ページの上から4行目に記載がございまして、これまでの投資実績の累計は、93件、8億3,738万円余となっております。

次に、イ、保有株式等の処分でございます。

所有している株式につきましては、引受期間の10年が経過いたしますと、原則、企業等に売却いたしますが、平成28年度は2,650万円を売却しております。

また、投資先企業の実質廃業や、今後おおむね5年以内の業績回復が困難であると判断したことによりまして、1件、計1,000円の減損処理を行っております。

5ページの下段から6ページの上段にございますが、投資事業以外の活動といたしまして、起業化シーズの発掘及び事業化の支援に関する事業を行っております。くまもとベンチャーマーケットを年3回開催しております。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

一番後ろにございますとおり、総資産は17億4,530万円余となっております。

次に、8ページをお願いします。

正味財産増減計算書でございます。

まず、経常収益につきましては、Iの1、(1)の最後にございますとおり、1,915万円余となっております。前年度と比較いたしまして121万円余の減となっております。

飛びまして、12ページをお願いします。

平成29年度の事業計画です。

29年度も、引き続き、投資活動やベンチャーマーケットの開催を通じまして、中小企業の起業化の支援に努めてまいります。

熊本県起業化支援センターにつきましては以上でございます。

最後に、法人等の経営状況等を説明する書類の8番目をお願いいたします。

報告第21号株式会社テクノインキュベーションセンターでございます。

1ページをお開きください。

当センターの概要を記載してございます。

当センターは、益城町のテクノリサーチパ

ーク内で貸し工場の運営管理を行っております。平成12年度に設立された第三セクターでございます。

飛びまして、5ページをお願いします。

損益計算書でございます。

現在、11室全て満室となっており、その不動産収入が、平成28年度売上高として4,793万円余でございます。

経常利益は、下から5番目の約955万円、当期純利益は、一番下にございます約577万円となっております。

次に、7ページをお願いします。

貸借対照表でございます。

資産の合計は、一番下にございます11億1,693万円余で、借り受け等はございません。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

平成29年度の事業収支計画書でございます。

経常利益といたしまして、このページのちょうど真ん中にごございます930万円余、当期利益といたしまして、下から3番目、539万円余の黒字を見込んでおります。

産業支援課につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小牧企業立地課長 企業立地課でございます。

A4横の委員会説明資料にお戻りいただきまして、資料の16ページをお願いいたします。

第8号議案熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

概要により御説明したいと思っておりますので、資料の19ページをお開きください。

条例改正の趣旨に入る前に、制度について少し触れさせていただきます。

本県では、産業振興を図ることを目的に、県内に工場等を新設し、または増設した事業所に対し、県税の課税免除もしくは不均一課税を行っています。そして、課税免除または不均一課税を行った場合、その減収に対して地方交付税により補填措置が講じられ、その補填を規定している法律は、過疎法など6つの法律がございます。

ではまず、1の条例改正の趣旨をごらんください。

ただいま触れさせていただきました減収補填を規定している法律の一つでございます企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法の一部が改正されたことにより、関係条例の規定を整備するものでございます。

2の改正内容についてですが、企業立地促進法の一部改正により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法に名称変更されるとともに、県税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填の適用要件が改められたことを踏まえ、(1)に記載してありますとおり、熊本県工場等設置奨励条例の工場等の指定に係る対象区域について、「同意集積区域」を「促進区域」に改めるものでございます。

2の(2)に記載しております熊本県税特別措置条例につきましても、記載のとおり改めますとともに、(2)エに記載のとおり、県税の課税免除の対象となる計画の同意期限を平成30年3月31日から平成31年3月31日まで1年間延長するものであります。

最後に、3の施行期日ですが、公布の日、または本県が作成した基本計画について主務大臣の同意を得た日のいずれか遅い日から施行することになります。

次に、委員会資料27ページの報告第22号について御説明させていただきます。

資料は、別冊の法人等の経営状況等を説明する書類のインデックス番号9番、県有地信託の事務処理状況を説明する書類で御報告いたします。

まず、信託財産は、1ページの1、県有地信託の概要に記載のとおり、熊本市中央区花畑町の県有地でございます。県と三井住友信託銀行との間で、この県有地に昭和61年10月に県有地信託契約を締結しており、現在の土地の所有者は三井住友信託銀行となっております。

内容は、信託業務を引き受けた三井住友信託銀行が、当該地にオフィスビルを建設し、平成30年10月まで賃貸業を営み、賃貸収入等から諸経費及び信託報酬等の管理運営費を差し引き、利益が出た場合は信託配当金として県に納付するものでございます。ビルは、5階から7階が信託財産で、1階から4階までは県の区分所有でございます。

事業実績につきましては、1ページの2、第31期事業実績報告書に記載しているとおりでございます。

(2)の損益計算書をごらんください。

収入は、右側の欄に記載のとおり、賃貸収入4,350万円余とその他との合計で5,081万円余でございます。支出は、租税公課以下、計4,021万円余で、信託利益金が1,060万円余でございます。

2ページをお願いします。

(3)は、第31期信託利益金処分計算書でございます。

先ほどの1,060万円余の信託利益金は、信託契約に基づき処分を行うため、建物の改修工事に係る資本的支出の額として429万円余、修繕積立金として231万円余の合計660万円余を元本に組み入れ、400万円が県への配当となっております。

(4)は、信託建物の改修工事の報告でございますが、当建物は、建築後28年が経過しており、オフィスビルとしての機能保全のため

め、電気設備他、改善工事など2つの改修工事を施工しております。

(5)は、第31期貸借対照表であります、記載のとおりでございます。

なお、借入金は、平成27年度に完済しているところでございます。

3ページが第32期の事業計画です。

信託財産の管理、運用は、信託契約に基づき、引き続き三井住友信託銀行が行います。

収支計画につきましては、収入は4,355万円余の賃貸収入で、前期に引き続き安定した収入が見込まれております。支出は、主に設備の修繕工事である営繕費及びその他の管理費に充てるよう予定しております。

賃貸収入の確保により、安定した運営が維持できており、昨年度を上回る信託利益金及び信託配当金が確保できる見込みでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永友観光物産課長 観光物産課でございます。

委員会説明資料の14ページをお願いいたします。

観光費としまして1,200万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

熊本地震復興観光拠点整備等推進事業を新たに計上させていただいております。

2019年を熊本地震から本格的に立ち上がる象徴的な年と位置づけ、JRグループと連携した全国最大規模のキャンペーンでありますデスティネーションキャンペーンを展開し、熊本の魅力を全国にアピールすることで誘客を図ることとしております。

この事業内容につきましては、キャンペーン開催に向けての事務局設置、観光素材のブラッシュアップ、受け入れ環境整備に要する経費でございます。

続きまして、報告第23号一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類について、別冊、法人等の経営状況等を説明する書類のインデックス10番をお願いします。

資料1ページをお願いいたします。

一般財団法人熊本県伝統工芸館の概要を記載しております。

7の指定管理についてですが、当法人は、平成18年度の指定管理者制度導入以降、同施設の指定管理者でありまして、現在3期目となっております。

資料2ページをお願いします。

平成28年度の経営状況でございますが、熊本地震の影響によりまして、使用許可の取り消しや観覧者の減に伴いまして収入が減少し、正味財産増減額は159万円のマイナスとなっております。

資料4ページをお願いいたします。

昨年度の事業状況でございます。

4ページ下段、(2)は、施設の利用者数になります。総数は、表の右下の14万人余となっております。

次に、6ページから17ページまでは、各種事業の実施状況でございます。

伝統的工芸品の振興に資するためのさまざまな事業を実施しております。

一例としまして、6ページ中ほどの企画展示から御報告いたします。

表の2番目ですが、日本金工展は、熊本では4回目の開催となります。第45回日本金工展は、全国で2カ所、東京と熊本のみで開催され、若手作家や人間国宝による作品を紹介し、約1,300人の方に観覧いただいております。

次に、13ページをお願いいたします。

(7)伝統的工芸品産業に関する団体等との連携でございますが、熊本地震後、全国からの復興支援の声かけをいただきまして、②の石川県、③の東北工業大学を初め、14ページになります④のとおり、全国各地で復興支援展

に出展し、展示販売及び地震からの復興のPRを行っております。

次に、18ページをごらんください。

18ページから22ページまでは、平成28年度の決算に関する内容を記載しております。

収支につきましては、冒頭に御説明したとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、23ページから30ページまでは、平成29年度の事業計画でございます。

24ページをごらんください。

(3)伝統的工芸品等の展示業務についてでございますが、一例としまして、25ページをごらんください。

下の表⑥くらしの工芸展は、毎年、熊本日日新聞社と共催しております。

ことしも263点の応募がありまして、10月31日からは入賞者の作品を展示する予定でございます。

このほかにも、外国語での館内サイン、それから、パンフレットの作成によるインバウンドへの対応や伝統工芸館が主催する企画展など、さまざまな事業を展開し、本県の伝統的工芸品産業の振興と活性化を図るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、31ページをごらんください。

平成29年度の収支予算書でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

委員会説明資料にお戻りいただいて、15ページをお願いいたします。

観光費として7,600万円の増額補正をお願いしております。

現在、ラグビーワールドカップ2019の開催に向け、会場となる県民総合運動公園陸上競技場の整備を進めておるところでございます。

今回は、国の交付金を活用し、防災設備や中央監視装置の更新を行い、大会の運営に万全を期すものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それではまず、環境生活部関連で質疑はございませんか。

○城下広作委員 産廃の件で、例のインデックスの2の部分でございます。

エコアに持っていった産廃の今回の数ですね。この部分で、もともとマックスが幾らで、今回、震災でこれだけの量が特化的にばっと来たんですけれども、その分、量が何%ぐらいになって、最終的に、今残る分は、大体通常の事業計画で何年分という形になるのかという、ちょっとそこを確認させてください。

○久保循環社会推進課長 エコアくまもにつきましては、受け入れ量の全体マックスは43万立米で、トン数で換算しますと、35万トン程度入る予定でございます。そこで、今8月末現在で12万5,000トン入れておるわけですから、4割ほど今入っている状況になります。

今後の状況でございますが、公費解体が8月末までで大体83%まで進んでおまして、受け入れスピードも、年度当初は月1万トン程度あったんですが、それが7月、8月末で大体7,800トンぐらいまでだんだん下がってきております。最終的には16万トン程度の受け入れになるのかなというふうに見込みを立てておまして、この場合のいわゆる全体に

対する量としましては、45%程度の量を見込んでいるという状況でございます。

残りの量としまして、20万トンほど残るといふ形になりますけれども、産業廃棄物のみを受け入れていくという形であれば、これは楽に20年程度は維持できるような量かといふふうに考えておるところでございます。

○城下広作委員 もともとが、当然、災害があるとは想定してませんでしたから、ない状況で、ここをいわゆる公共関与で、あえて最終的にどうしても処理できないものをここで受け入れるということだったわけですね。ところが、こういうある意味では震災ということで予期せぬことがあったということで、非常にここが違う形で外的要因でそういうふうに本来の目的を悪影響すると、またどこかの場所で考えなきゃいけないというのがありますので、非常にこの量というのは大事な、ある意味では受け皿ということで認識をしておきたいということで確認をさせていただきました。

そこで、この施設は、そういうあれで最終的な受け入れの役目もあるんですけども、環境学習にもしっかりやっついこうと。ある意味では、電気の自然クリーンエネルギーもやっついこうと、いろんな角度でやった分ですね。

その実績として、例えば荒尾・玉名地域の小中高で24団体、953名とあるんですけども、これは全体が幾らあって24団体なのか。それと、地元、こういう区域が余り興味を示していない数字なのか、ある程度高い数字なのか、全体がちょっとわからぬものだから。24というのは、対象が幾らあって24なのか、ちょっと確認させてください。

○久保循環社会推進課長 環境学習で953名の生徒さんたちと計をしておりますが、27年12月にオープンしたばかりでして、どのくら

いが目標というのを定めておるわけではございません。

そういう中で、全校数の中ではまだ一部の状況かなというふうに考えておまして、今年度につきましても、校長会とか市町村教育委員会のほうにお願いして、できるだけ御利用いただくようにという働きかけを進めておるところでございます。

○城下広作委員 熊本には、水俣の環境センター、これは、毎年小学校5年生を対象に、ずっと県下全部が一回見ようという流れがあって、これと同じとは言いませんけれども、県北、特に距離的にも問題があるし、ある意味では、県北の地域にせいかくこういう環境を学ぶという場所が県の施設であったから、もっとたくさん、特に小中の子供さんたち、児童生徒には見てもらいたいなど。そして、ある意味では環境に対する関心を持ってもらいたいという目標もあったものだから、これはもっともっと進めてもらうというか、意識を高めるほうがいいのかというふうに。あわせて、今度は、ある意味ではもう大人というか、そういう団体が119団体、1,274名ですけれども、平均すると大体1グループ10人ぐらいしか来ないんですね。意外ともっと多く来るのかなと。団体は多いかもしれませんが、来る人間が、議会とか行政とか、もっといろいろ見にくるのかなと思ったけれども、この辺はどういうふうに考えているのか、ちょっと確認をお願いします。

○久保循環社会推進課長 施設見学のほうにつきましては、合計数が1,274名ということでございますけれども、確かに1団体当たりの数は非常にまちまちでございます。地元の方が数名で来られたりとかもありますし、何十名かの方が視察という形でいらっしゃる場合もある。インドネシアとか中国から来られた場合も、大体10人程度、通訳の方たちとか

を含めて、そういう状況でございます。

特に何か傾向というふうなところまで感じておるところではございませんけれども、余り、何と申しますか、大きな団体ということについても、できるだけ視察していただければとは思っておりますが、今のところ、そこは大きく動いている、働きかけをしているところではございません。

○城下広作委員 これは全国にも余りたくさんなくて、クローズドというのは、高知、熊本、鹿児島とか、余りなくて、熊本が人気がないから来ないのか、よそにはばんばん行って、うちが少ないのか、それはちょっとわからぬけれども、いずれにしろ、せっかくいいものをつくったという自負もありますので、ぜひ熊本のものを見て、ある意味では、しっかり他県が今後それをつくるときには、うちも参考にしようということ、ある意味では、来ることによって経済的にも少しいろいろと寄与する部分があるから、つくったものは利用しながら、人に来てもらう、見てもらう、そういう図太さも必要なのかなというふうに思いますので、頑張っていたきたいと思えます。

続けていいですか。

○早田順一委員長 はい。

○城下広作委員 次は、インデックスの4の部分で雇用関係の部分ですけれども、この4ページの部分で、ジョブカフェとか、そういう関係の部分でございます。

その2の相談事業というところのキャリア&就職メールの相談ということで、これが1件なんです、実績が。これが多いのか少ないのかよくわかりませんが——、この事業は大体こんなもんだということであれば1件でもいいと思うんですけれども、いや、周知が足りないからちょっと厳しいとい

うのか、必要性がどうなのかという、この事業自体をどう考えるのかと思っております。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

確かに、このキャリア&就職メール相談が1件でございます、実際には十分な周知が図られたのかという疑問が生じるころではございますが、どういう形でこの周知を図っているのかも含めて、ちょっと協会のほうに確認をしたいと思っております。

実際に、実績としては1件というのは事実でございますという報告を受けております。

○城下広作委員 1件は、多分少ないでしょうね、やっぱり。数字の1ですから。せっかくやっとなら、もう少し周知して、気軽という——この数字が少ないと、気軽じゃないからなかなか、知らないか、気軽じゃないからやりにくい、かけにくいから数が上がらぬのかなという感じがします。

そこで、戻って、その2ページの部分ですけれども、高校生の内定者セミナーという分があるんですけれども、これも非常に、高校生が、学校が内定し、いざ飛び立とうとするときに、なかなか不安だから、ある程度こういう、社会的にそういう内容を事前に教えるという部分だと思うんですけれども、これも28校、1,885人でしょう。幾ら大学の進学率が高くなったとしても、まだまだ高校から就職するとか社会に旅立つという部分があるけれども、意外とそこで事前にいろんなことを学び教えるということが大事な部分で、これもどうなのかな、実際に県下の学校数から行くと、多いのか少ないのか、どう思うのかなということで、ちょっとこの辺の数字の評価もどう思われますでしょうか。

○石元労働雇用創生課長 県内の高校生の卒

業者、約1万6,000人いまして、うち就職するのが約4,000人はおります。そういう数字から見ますと、全員というようなことではありませんけれども、こういう形で実業系の学校を中心にセミナーを開催し、就職に向かってハンドブックなんかを——実際、労働関係の周知を図る法律の概要とか、そういったハンドブックなんかも全員にお配りして、就職した後ためになるような内容を盛り込んだものを啓発し、セミナーを行うことで高校生の円滑な就職を進めているような事業をここでやっているわけでございます。

○城下広作委員 だから、これが少ないのか、やっぱり、よりたくさんの方に——50%だから、少ないか少なくないか、ちょうど分岐点ではなかなか簡単には言えませんが、こういうのをやっぱり知って社会に巣立つのと知らないで行くのとはまただいぶ違うでしょうから、やっぱり。その辺のことをしっかりPRしながら、学んで損はない分はしっかりと後押ししたらどうでしょうかという部分でございまして、頑張っていたきたい。これは要望としてかえらせていただきます。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございせんか。

○岩本浩治委員 私も、今城下先生の質問のような中身でお聞きしようと思ったんですが、総合相談業務は相談者が936人あると。それには積極的な就職活動を支援するという事で相談者が936人あり、ただ、求人事業所と求職者を結ぶ交流会を見ますと、参加者数392人、参加企業が207社、そして就職決定者が73人ですか。ミニ企業説明会にしても、68人参加して、企業が25社参加して、就職決定者が9人とか、ジョブカフェセミナーにも、やはり277人の参加者があって、就職決

定者64人というようなことで、どうしてこんなに若年の就職が進まないのか。すばらしいいろんな就職の支援をしながら、その原因は何だろうかというふうについていつも考えるんですね。

私も事業をやっているんですが、長続きしない若者が、そこには何の——私も事業をやりながら、何の原因があるんだろうか。そして、こんなふうにするばらしいいろんな支援制度がありながら就職を決めきらぬで、多分決めきってないのはぷらんぷらんしよる人間だと思うんですよ。これはどこに問題があるのかをちょっとわかっているのであれば教えていただければなと思うんです。

以上でございます。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

県内の高校の29年3月の新規学卒者の就職の決定率は99.5%ということで、就職を希望される方はほとんど就職をされているというのが実情だと私は認識しております。

また、このジョブカフェを利用して就職をされた方が、これは実際数が少ない形になっておまして、これは、反面ジョブカフェを利用せずに、そういう学校に求人があったもので直接就職はなされているというふうに受け取ることもできるかと思っております。

以上です。

○岩本浩治委員 それすれば、だけど、みんな人が足らぬというわけですね。99.5%の就職率がありながら、事業所は足らないと。人がいないから、いないための赤字で仕事をやめないけないという零細企業の話もあるんですね。だから、何かしら一極的な部分に流れていってるのかなとか、そういうところはいかがなものでしょう。

○石元労働雇用創生課長 実際、高校生の就

職率を見ますと、県内就職率が若干下がっているのも事実でございます、それは、景気が上向けば都会等の大企業からの就職の条件等がよくなって、ある程度県外に出ていってしまうというところも実際に生じているのが事実でございます。

そういうこともありまして、県では、人手不足に対しましては、女性であったり、高齢者、または若者の県内就職を促進するための各種施策をいろいろ講じている、頑張っているところでございます。

一つの例としましては、県内の企業で雇用環境がすぐれて頑張っているところをブライト企業という形で認定し、学生や保護者にきらりと光る企業を紹介することで、こういった企業もあるんだよということで紹介しながら県内就職の促進を図っているところでございます。

以上です。

○岩本浩治委員 わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 関連するんですが、戻りまして、法人等の経済状況等を説明する書類のインデックス2の12ページ、くまもと県民発電所についてちょっとお尋ねなんです、このカバー施設屋根などを賃貸するというふうにありますけれども、これ対象となるような施設は県内にどのくらい残っているのかと、あと、このエコアくまもとの上にも、この県民発電所がメガソーラーをつけていると思うんですけれども、どのくらい今もうかっているのか、ちょっと詳しく教えてください。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

まず、最初の屋根貸しの施設の数でございますが、これは県民発電所のスキームとは若

干外れてまして、屋根貸しのところはそれぞれ所有者の同意が必要なものですから、屋根貸しを前提とした県民発電所ではございません。

県民発電所につきましては、県内の事業者が、県内の方から出資をいただいて、その利益を県内の人に還元する、この3つの要件があればいいという形になります。

今のところ、そういう公共施設で屋根貸しができるようなところの集計等々はとってはいないところでございます。

それから、エコアくまもとの屋根を利用した県民発電所でございますが、発電を開始して1年以上過ぎまして、ことしになってから、出資者に対して、相当の利益還元と申しますか、そういうことをやっておられるというふう聞いております。

それから、個別の収益等につきましては、私どものほうも、利益につきましては会社の企業情報等になりますが、ある程度太陽光につきましては稼働率が予想よりも上回っているとは聞いております。また、利益から地元の町の南関町に環境教育の素材となる寄附金をしたりとか、出資者にもそういう還元をしているというふう聞いております。

以上でございます。

○濱田大造委員 なら、この12ページにカバー施設などを賃貸すると書かぬほうがいいんじゃないですか。よくわからないけどね——だと思っんですけどね、私は。

○久保循環社会推進課長 賃貸料のことでしたら、15ページのところの平成29年度当初収支予算内訳書の収益事業等会計のところ、事業収益に320万7,000円というのがございます。これが、エコアくまもとが屋根を貸して、その貸付料として得ている収入というところでございます。

○濱田大造委員 了解しました。

別の件でいいですか。

○早田順一委員長 はい、どうぞ。

○濱田大造委員 説明資料の12ページです。

職業訓練総務費で825万5,000円ですか。これは、外国人技能実習生、私も今回代表質問で質問させていただいたんですけども、11月から介護職も加わると。あと、熊本県が農業関係で特区を申請するというふうに新聞報道などがあっているんですが、例えば介護職に対して、そういう事業者に対して熊本県が窓口になって実習生が働けるようになるんだとか、そういうことまで県が説明会とか開いたりするんでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

○石元労働雇用創生課長 技能実習生の職種に介護職が今回加わりますけれども、今健康福祉部とちょっと連携をして、そこら辺の話はしていますけれども、介護職の受け入れに関しては、ちょっと健康福祉部のほうが対応をしております、実際、今回の窓口をつくったときに、もちろんそういう相談があるというふうにも思っておりますが、適切などころに、そこは関係団体等におつなぎして相談の対応をしていきたいというふうに現時点では考えているところでございます。

○濱田大造委員 この実習生問題というのは、非常にやっぱり問題が多くて、今県内の事業主さんですね、いろんな会社の方が、この新制度に向けて、社長さんがベトナムにツアー旅行みたいな現地視察に行ったりしてるんですね。私の周りにも結構行かれています方が多くて、そういうツアーに県の職員が同行したりするとか、そういうことまで考えているんでしょうか。

○石元労働雇用創生課長 国外の基本的に送り出し機関との関係でしょうけれども、その送り出し機関の関係は、国のほうが政府間で対応をとっているところがございます、その適正な送り出し機関を政府内で選定した上で、そこに対して企業さんが行かれているというふうに認識しております。

県のほうで、その企業さんと一緒にその送り出し機関等に行くことは、ちょっと現在では考えておりません。

○濱田大造委員 例えば、警察行政も、外国人がどこに住んで、どういう人がどこの町に住んでいるとか、今までほとんど把握してなかったんですね、調べてみると。事件が起こってから、ああ、こういう人がいたんだと。

県は、警察とかいろんな関係部署とどこまで連携とるのか、改めてお尋ねします。

○石元労働雇用創生課長 基本的には、今度、技能実習に関しては、国の認定団体である機構のほうが管理をしていくことになっていると思います。また、今度は、受け入れ団体のほうは、労働者としての登録を国の熊本労働局のほうに登録する形になっている——仕組みでございます。

そういう中で、警察への連絡、連携というのは、現在、県の事務方として、県のほうでそこがかかわるということとはなかなかちょっと難しいところがございますので、あとは、連携会議みたいなものをつくることの中で、警察の方を入れるかどうかも含めて、国や機構と話し合いながら、そこのところは構成も含めて検討していくことかなというふうに思っております。

○濱田大造委員 了解です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 産業支援課にお尋ねしたいんですが、引き続きいいですか。

○早田順一委員長 はい、どうぞ。

○西山宗孝委員 説明資料の13ページ、産業支援課にお尋ねをしたいんですが、地域未来投資促進事業ということで、法律制度のもとで予算を上げてありますけれども、何か一説によると、春先ぐらいでしたか、ある説明会で、熊本の復興には非常に適した事業制度であるというお話を聞いたことがあったんですが、その事業であるという認識はしているんですが、なかなかイメージがつかみにくくて、勉強不足で申しわけないんですが、この5億8,000幾らの具体的な事業例であるとか、あるいは想定される事業であるとかということについて、少し説明していただければありがたいんですが。

○末藤産業支援課長 まず、御指摘のありました説明会で御案内の、その地域未来投資促進法に基づく事業であることということは、そのとおりでございます。

それで、今回計上して御審議いただいております、この補正予算額につきましては、基本計画に位置づけております8分野の中で、特に交付金の要件であります先駆性あるいは経済的効果が特に高いと思われる県内の事業を想定いたしまして、概算の積み上げを行っております。

具体的な内容につきましては、交付金の採択結果によるところとはなりますけれども、後ほど、その他の報告事項の中で詳しく基本計画の説明を申し上げたいと思いますけれども、例えば自然共生型産業、あるいはIoTを活用した事業、BCP対策、観光、農業等、基本計画の柱に位置づけたものを想定しております。

以上です。

○西山宗孝委員 そこまでもう大体お伺いして認識しておったんですが、予算化の後に、大方のこの制度に基づいてですね、参加企業なり参加市町村も含めて広く募集されるということになるかと思うんですが、その認識でいいと思うんですが、これについての市町村も含めた、民間の企業も大中小あると思うんですが、県内の企業への啓発が、もちろん今回の議会で予算化されるということでもありますので、なかなか啓発で、末端といいますか、関係者まで理解してないのではないかと感じるんですが、いかがでしょうか。

○末藤産業支援課長 本制度につきましては、8月の下旬に、基本計画を策定するまでの間にも県内幾つかのブロックに分けて、普及啓発のために、市町村、商工団体あるいは事業者様を対象にして説明会を開催してきたところでございます。

今回、予算を計上いただきました後にも、今後、県、市町村が策定しました基本計画について国の同意を受けました後に、事業者様から事業計画の提案をいただくことになってございますので、その事業計画の詳細について普及を図っていくために、また改めて説明会等の機会を用意していく考えでございます。

○西山宗孝委員 地元の商工会あたりも非常に興味を持たれているんですが、なかなか中身がつかみにくいというお話をよく聞くものですから、今後、特に商工団体も含めて、丁寧な啓発なりをお願いしておきたいと思えます。

委員長、もう1ついいですか。

○早田順一委員長 はい。

○西山宗孝委員 済みません。もう1つ、経済環境常任委員会の報告事項ということで、インデックスの2番。

先ほど、グループ事業の進捗状況について御報告をいただいたと思うんですけども、まだまだ申請に至らない、事業着手に至っていない方……

○高野洋介副委員長 それは商工です。今は環境です。グループ補助金は後から。

○西山宗孝委員 わかりました。じゃあ後ほど。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。（発言する者あり）環境関係はよろしいですかね。

次に、商工観光労働部関連で質疑はございませんか。

○西山宗孝委員 済みません。じゃあ、インデックスの2番のグループ補助についての状況が報告されておるんですが、まだ未申請の方も結構いらっちゃって、マッチングの事業とか一生懸命県もされていると思いますし、また、年度いっぱいを超すか越さないかということも国との協議を今進めているというお話だったんですが、なかなか申請に至らない理由が、説明会にも行かなくて、なかなか遅々として進んでない方がいらっしゃるんですね、具体的に各県内には。

お話を聞いてみると、具体的に課題があれば県とか市町村と相談すればいいんですが、自己の予算であるとかいったことも含めて、まだどういった変化——当初のグループの申請のときは、全く勢いで申請して、現実に当たったときに自分とはどうであるかという、そのレベルで迷ってる方も結構いらっしゃるんですけども、そのあたりの状況は担当課

のほうで把握されてますでしょうか。

○浦田商工振興金融課長 未申請者が多いということで、5月に1回アンケートをさせていただきました。その中で一番多かったのは、工事業者が見つからない、工事の順番待ちという、どちらかという業者不足というところが多かったんですけども、中には、資金調達中とかめどが立たないという方もいらっしゃいました。

ただ、先ほど西山委員が言われたとおり、勢いでグループ認定に出したものの、その後どうしたらいいかわからないというような方もいらっしゃいますので、今回の予算の中で、一つは、商工会の力を得まして、アドバイザー的な、要するに補助申請を手助けしてくれるような方を、対応できる方を特別に配置しようと思っています。

先ほどの予算の中でも、(2)補助金申請等アドバイザーで1,500万ほどと言いましたけれども、具体的には、商工会で3班ぐらい体制を整えてもらって地区で相談会をやったり、実際に来ていただいたところに、ちょっと申請書の書き方がようわからぬとたいと言われる方には、そこまでフォローアップしてやるという形で体制を整えております。

また、受付センターも、今回の予算でかなり充実させていただきますので、そちらにも気軽にお尋ねいただくなどやっていただいて、きめ細かな対応をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○西山宗孝委員 そういった方は、今お話があったように結構いらっしゃるの、商工会単位で9月補正のアドバイザーの予算がつけば、非常にありがたいと思いますので、届かないというか、なかなか意識が低くて、やりようもわからないという方、ただ業者さん待ちという方だけではないんですよね。そうい

ったことも視野に入れて、ぜひとも予算化の後には進めていただきたいと思います。

○早田順一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩本浩治委員 済みません。14ページの観光物産課の観光費で、新規で熊本地震復興観光拠点整備等の推進事業——、ちょっと教えていただきたいんですけども、JRグループの熊本デスティネーションキャンペーンの中で、誘客や受け入れ環境整備に要する経費ということで記載されておりますけれども、大体、具体的にはどういうのを受け入れ整備等に対する経費として見られているのか、お聞きしたいと思います。

○永友観光物産課長 今回計上している予算は、2019年度の7月から9月にデスティネーションキャンペーンを開催しますけれども、その1年前、来年の7月から9月の間に、全国の旅行会社500人程度集めまして、いわゆる本県の着地型の旅行商品なるものをしっかり提案して、本番に向けて旅行商品をつくっていただくというのが、このデスティネーションキャンペーンの内容でございまして、来年度の夏に、全国販売促進会議という、先ほど申し上げました会議を開催しなければなりません。

そこで、着地型旅行商品なるものを、しっかりと熊本の魅力を提案していくということが必要になります。それに向けまして、いわゆる事務局を設置して体制を整えて、来年度の販促会議に向けて各地域と連携を図って、どういった形で提案をしていくのかといったものを——するための事務局の設置経費を計上させていただいています。

それともう一つは、先ほど申し上げました着地型旅行商品、県内にいろんな素材ありますので、そのブラッシュアップというの

やっていく必要があるかと思っておりますので、ブラッシュアップに要する経費等を今回は計上させていただいております。

○岩本浩治委員 わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 インデックスの7番なんですけれども、一般財団法人熊本県起業化支援センターについてちょっと質問なんですけど、いろんな見込みのある起業家に県が出資して、10年ぐらいたったら株式を売って利益を上げるということで、これ今どういう状況になって、うまくいってるのかいってないのか、ちょっと詳しく教えてください。

○末藤産業支援課長 インデックス7番の経営状況報告、2ページをごらんいただければと思いますが、これまで、累計の延べの投資実績が93件ということになっております。現在、そのうち投資実行中が39件、額は、その右側に記載のとおりでございます。

一方、委員御指摘のうまくいっているのかどうかという点につきまして、その下で減損処理の額も記載しておりますが、やはり創業初期の事業ですとか、あるいは第二創業なども含めまして、リスクある事業に対して一定のリスクをとりながら投資を行うという支援の方法でもございますので、一定のこうした減損が生じることはいたし方ない部分もあるかと存じます。ただ、しっかりと応援をしながら健全に運営を進めるためにも、見きわめをしっかりとしていくべきということは承知しております。

○濱田大造委員 これ、基本的に民間が全部できることを県がどういう判断でちょっと関与しているのかというのがよくわからないんですけれども、どういう基準で、極端な話、

起業しようとしたら、銀行に相談して事業計画を立てて、それで一応完結するはずなんですけれども、県が一般企業に関与する基準というのを教えてください。

○末藤産業支援課長 民間の銀行等金融機関とのすみ分けということでございますけれども、この起業化支援センターにつきましては、新規起業あるいは新分野進出企業を支援することを、長期的視点に立ちまして、県政の発展を支えていく新しい産業を興す、それによって、県内の雇用の確保、県民の所得の向上を図るということを目的とするものでございまして、一般的には金融機関からの融資のみで創業初期の事業をファイナンスしていくことが困難な段階というのもございますので、そういったところに官民——こちら起業化支援センターのほうには地元の銀行にも御参画いただいておりますけれども、共同で御支援していただくことで創業初期の資金調達面で御支援していくという考えです。

○濱田大造委員 ちょっとよく釈然としないんですけれども……

○奥菌商工観光労働部長 ちょっとフォローさせていただきます。

私、今理事長をしております。この起業化支援センターは、かなり歴史がございますけれども、要は、地域に新しいビジネスモデル、そういった起業化の種を植えつかけようということで設立はされております。

ただ、通常ですと、物をやるときには、だいたいお金が必要ですから、銀行から借りられますよね。ただ、ベンチャーとかいうと信用力もないし、そんな明日もわからないようなものにお金を銀行貸しますかという、なかなか貸さないと。

ということで、いわゆるビジネスモデルがこれはおもしろいんですねというのに対し

て、要するに、お金を貸すんじゃなくて出資しますよ。このお金は、あなたがもうかったらもっともうかって、潰れてもしようがないですよという発想で、このベンチャービジネスはあるんですね。こういうベンチャービジネスを都会じゃなくて熊本がやるというのは、これは非常に珍しい。全国で余り例がないんです。

じゃあ、成果はどうだったのかというと、これは難しいところなんですけれども、一応93社設立して、そんなに損がないんですね。これは、出資のところで、ある意味、えいやあじゃなくて、石部金吉みたいなのところがあったとも思いますけれども、まあまあそれなりの堅実なことをされていると。

そういう意味では、じゃあどんどん新しいビジネスモデルができたかということ、そこら辺はちょっと疑問点はございますけれども、かなり——いわゆるそういう層を拾ってやっているというのはあると思います。

もう1つポイントは、この上限が2,000万なんです。実際、2,000万でやろうと思うのはちょっと難しいですね。だから、要するに10年間の、何といいますかね、長期無利子融資的な効果というのはあっているというのが1つと、もう一つは、これを公共がやっていますから、いわゆる信用力ですね。これはかなりつくんですね。

要するに、何もわからないところじゃなくて、うちは起業化支援センターから出資を受けてますという、ああ、それなりに認められたものですねというようなところで、今そういう認知は得られているというようなところで、今の業績等を見まして、堅実といたしましうか、それほど赤字を出さずに、今熊本で、そういう延べですけれども、90社ぐらいの御利用をいただいているということで、ある程度一定の成果はあるというふうに見ておるところでございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。
質疑ございませんか。

なければ、以上で議案等についての質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号及び第8号について、一括して採決したいと思っておりますが、異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することといたしました。

次に、継続審査となっております請第18号を議題といたします。

請第18号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

請第18号説明資料、A4縦の資料をお願いいたします。

この請願につきましては、エネルギー政策課と循環社会推進課に関連しておりますが、私のほうで概要を説明させていただきます。

まず、1、請願の内容でございますが、①②にありますとおり、採石場への指導状況、しゅんせつ土砂や製鋼スラグを使用した事業計画に関する県の考え方を地域住民に説明すること、③採石場内外の水質等の調査をまち協立ち会いで行い、その結果を示すことなどでございます。

2の請願への対応状況でございますが、

(1)の環境影響に関する調査でございますが、本年7月まで8回実施しております。

結果は、環境基準に照らして問題がないことが確認できております。

また、今後も調査を実施し、結果を天草市やまち協へ報告することとしております。

次に、(4)まちづくり協議会との協議状況をお願いします。

6月5日に、①の3者会談を実施いたしました。まち協から、採石場の跡地整備や緑化等につきまして、事業をする2社との協議に応ずる意向が示されました。

裏面をお願いいたします。

②になりますが、6月15日に3者協議を開始し、まず、事業者から採石場の景観復元等跡地整備計画書の提出後、それを協議することとなりました。

株式会社隆勢関係でございますが、跡地整備計画の提出を受け、2)にありますとおり、8月10日に3者協議を行いました。その席で、まち協から、採石方法等についての意見が出され、隆勢と再度協議を行うことといたしました。

次に、山口海運関係では、9月に、跡地整備計画の提出があり、今後、当該計画につきまして、天草市を交えて協議を行い、その後まち協と協議を行うこととしております。

4、今後の対応でございますが、(2)に記載しておりますとおり、県、市が間に立ち、合意形成を図るために、今後も協議を進めることとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○早田順一委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第18号については、いかがいたしましうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りをいたします。

請第18号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 異議なしと認めます。よって、請第18号は継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

お手元の資料、経済環境常任委員会報告事項のうち、環境生活部の冊子の1ページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

水俣病対策の状況につきましては、4月の常任委員会でも御報告させていただいておりますが、本日は、それ以降の経緯等につきまして御説明させていただきます。

まず、1の(1)認定業務関係でございますが、今年度は、既に5月、7月、9月に公害健康被害認定審査会を開催しております。いずれも55件の審査を行い、5月に審査した分につきましては、棄却決定が51件、答申保留が4件、また、7月に審査した分につきまし

て、棄却決定が50件と答申保留が5件という結果となっております。

次に、(2)裁判関係でございます。

7月12日に東京高裁判決が出ております。これは、国、県を被告として、食品衛生法に基づく水俣病の法定調査の義務づけを求める訴訟でございますが、原告の請求を却下及び棄却する判決が言い渡されまして、結果、国、県が勝訴しております。

なお、原告は、最高裁に上告及び上告受理申し立てを行っております。

続きまして、9月8日に最高裁判決が出ております。これは、県を被告として、公健法に基づく障害補償費の不支給決定処分の取り消しを求める行政訴訟でございますが、最高裁判所から県の上告を認める判決が言い渡され、県の勝訴という結果になりました。

なお、この判決につきましては、判決日当日に委員の皆様には御報告させていただいているところでございます。

次に、2の認定業務の状況について御説明申し上げます。

(1)にございますとおり、8月末現在の認定申請件数は1,024件でございます。

(2)認定検診の状況でございます。

水俣市立総合医療センターや東京、大阪、名古屋の旧国立病院等への委託検診のほか、水俣市立総合医療センターや天草保健所等において、県からの派遣医師による検診を実施することにより、検診の促進に努めているところでございます。

(3)認定審査の状況につきましては、今年度は6回の認定審査会の開催を予定しており、最初に御説明しましたとおり、これまで3回、計165件の審査を行っているところでございます。

次に、3の裁判の状況についてでございます。

現在、国、県、チッソを被告とする国家賠償等請求訴訟が5件、行政訴訟が2件、計7

件が提起されております。

詳細は、次の2ページをごらんいただきたいと思っております。

2ページは、国家賠償等請求訴訟の5件でございます。

次の3ページが、行政訴訟の2件と、先ほど御説明しました9月に最高裁判決が出ました訴訟でございます。繰り返しになりますが、先ほどは、3ページの太枠で囲っております2つの訴訟について御説明させていただいたところでございます。

以上が裁判の状況でございますが、いずれの訴訟におきましても、県として、司法の場で主張、立証を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

水俣病審査課は以上でございます。

○中川政策審議監 商工政策課でございます。

やつしろ物流拠点構想の策定について御説明いたします。

お手元の商工観光労働部委員会報告事項、インデックス番号の1をお開きください。

A3カラーの構想概要版とA4白黒の資料をお手元にお配りしております。

本日は、A3のカラーの概要版で御説明させていただきます。

まず、資料左上の八代地域のポテンシャルでございます。九州の中央に位置し、高速交通の結節点、国際クルーズ拠点であり、工業、農林水産業の集積がある地域でございます。

資料右側の一番上の欄は、構想の基本的な考え方でございます。

当該地域のポテンシャルを最大限に生かしながら、南九州の物流拠点を目指した取り組みの方向性等を示すものでございまして、これらに関係機関と共有し、県南フードバレー構想などとの整合を図りながら進めることとしております。

その下の欄は、構想が目指すイメージでございます。

九州各地の生産拠点を結ぶハブ機能を持たせ、世界と熊本をつなぐ九州のゲートウエーを目指しております。

その下、3番目の欄は、取り組みの方向性でございます。

物を集め、販路を拡大するための多様な取り組みを展開すること、フードバレー構想、国際クルーズ拠点港等の動きをチャンスと捉え、民間投資を誘発することなどがございます。

資料真ん中から下段にかけて、具体的な取り組み例でございます。

まず、①企業の誘致と育成では、物流関連企業の誘致や地場企業に対する海外で売れる商品づくり支援等に取り組んでまいります。

②航路及び販路の拡大では、新たな国際コンテナ定期航路の誘致や地場企業のアジアマーケットへの海外展開支援等に取り組んでまいります。

このほか、③輸送・輸出入体制の強化と効率化、④ソフトインフラの充実など、全部で8項目について取り組み例を記載しております。

やつしろ物流拠点構想の策定については以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○末藤産業支援課長 産業支援課でございます。

同じく、その他報告事項の商工観光労働部分、3つ目の地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定についてをごらんください。

まず、1ページ、制度の概要でございます。

この法律は、10年前に、製造業を中心に地域への企業立地を進めるために制定された企業立地促進法の改正法でございます。

資料中段の法律の概要のとおり、地域の特

性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす取り組みを支援することが狙いです。

同じページの下段でございますように、国が基本方針を示し、自治体が地域の強みを生かす基本計画を定め、国の同意を受けた上で、県内事業者から事業計画の提案を受けることで、設備投資減税や地方創生推進交付金を活用した支援を講じることができます。

2ページをごらんください。

本制度の主な支援の一つである設備投資に対する課税の特例の適用を受けるに当たりましては、国の確認を受ける必要がございますが、関係者の御尽力もあり、ほかの地域では要件となる高い先進性を求められないという、いわば熊本地震特例が設けられました。他県と比べ、ハードルが低く、県内事業者にとって使い勝手のよい制度となっております。

そこで、本県では、いち早く基本計画の準備に着手いたしまして、去る8月末に、県及び全45市町村と支援機関等で構成する協議会におきまして、基本計画案の了承を得、国へ申請したところでございます。

次のA3横置きのページをごらんください。

基本計画案の概要でございます。

中段左から、2、地域の特色、これを踏まえた3、目指す地域の将来像、下段に移りまして、4、地域経済牽引事業として求められる事業内容について定めております。

全体として、裾野は広く目標は高くをコンセプトに、資料の左下のとおり、さまざまな事業者に御活用いただけるよう、農業、アグリ、バイオ、ヘルスケアなどの自然共生型産業、成長ものづくり、観光・スポーツ分野等に加え、熊本地震で学んだ教訓を生かしたBCP対策関連分野、空港、港等の交通インフラを活用したまちづくりなど、8つの柱を中心として、本県ならではの強みを生かした

取り組みを想定しております。

これにより、計画の目標を、5年間で、事業承認数100件、新たに創出される付加価値額を142億円余と、意欲的な目標を掲げております。早ければ、9月末にも、本法律に基づく国の初めての同意が予定されておりました。同意が得られましたら、速やかに事業者説明会のほか、市町村、関係機関と連携の上、制度の周知に努めてまいりたいと思っております。

産業支援課からは以上でございます。

○永友観光物産課長 観光物産課でございます。

その他報告資料4をお願いいたします。

次期ようこそくまもと観光立県推進計画の策定について御報告させていただきます。

2、経緯をお願いします。

今回の第3期計画の策定につきましては、6月定例県議会の本委員会で中間報告をさせていただいたところですが、その後30日間のパブリックコメントを経まして、9月8日に策定したところでございます。

次に、3、計画の概要をお願いいたします。

(1)基本目標、(2)数値目標につきましては、中間報告で説明させていただいたとおりでございます。

裏面をお願いします。

(3)計画のポイントをお願いいたします。

熊本地震により阿蘇と熊本城が傷んだことを受けまして、重点的、つり上げ型の施策から、熊本城、阿蘇観光の再生と各地域における観光ブランド力の強化へとシフトし、県全体の底上げを図っていくこととしております。

①熊本城・阿蘇観光の再生をお願いいたします。

熊本城につきましては、その復旧過程を観光客に見せる取り組みを熊本市と連携して進

めます。

阿蘇地域につきましては、インフラの復旧状況に応じまして、震災ツーリズムの活用や教育旅行の再構築、景観整備や着地型プログラムの開発、地域のブランド力を高める宿泊施設の誘致など、国立公園満喫プロジェクトを推進いたします。

②各地域の底上げ～地元で経済効果をもたらす取り組み～をお願いいたします。

4つの柱で各地域の底上げを推進いたします。

1点目は、来年、再来年に放映されるNHK大河ドラマ「西郷どん」「いだてん」の放映や、その他世界文化遺産やその登録に向けた動き、日本遺産など、新たな観光資源を生かして施策を展開いたします。

2点目は、熊本の豊かな食を打ち出す「くまもとグルメツーリズム」プロジェクトを県内各地で展開いたします。

3点目は、アジア、ヨーロッパで人気を誇るくまモンを今後も最大限活用し、急増しているクルーズ船に対応した個人向けの地元消費型の商品開発を進めます。

4点目は、施策の展開に当たっては、県内各地に設立されたDMOと連携を図りながら、観光客のニーズに合った着地型プランの造成と滞在型観光の推進を行い、県内各地への経済波及効果を高めることとしております。

最後に、③平成31年のビッグイベントを生かすでございます。

計画の最終年度には、JRグループと連携した国内最大級のキャンペーン、デスティネーションキャンペーン、ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会などのビッグイベントがめじろ押しでございます。この絶好のチャンスを生かしながら、本県観光の創造的復興に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○城下広作委員 済みません。やつしろ物流拠点構想、大変頑張っていたきたいというふうに思います。

ただ、今でもそうなんですけれども、一時的にクルーズ船が来て、バスが100台、110台と来たときに、整備してばんばん来てもらうということは当然大事、拠点にするとあれだけど、それと別の角度ですけれども、大変、高野先生はよく御存じだと思うんですけれども、渋滞をすると。バスがぱっと連なっている店に——濱田先生も今度質問したところ、免税店のところに、そしたら、一般県道にずらっとバスが並んで、普通の車が全然——当然、追い越しもできぬような形で長く渋滞しとるから大変だと、もうどうにかしてくれというようなことで、私もちょっと相談を受けて、現に見にいきました。バスがもうばんばん——私が行ったときは、バスが110台レンタルされて、ばんばん出ていって、たまたまそのときはそこの店に行かずに分散して行ったからよかったんですけれども、ある時間帯には、そこの店に一極集中して何十台で並ぶそうなんです。想像するだけで相当なものだろうと思って、物流拠点の構想は別として、これは大事なことです。それによって、どんどん来ることによって違う意味での何か非常に問題点が出てくるというのもセットで考えとってもらわないと、これはポジションがどこなのか知りませんけれども。

一方で、完璧にすれば、その分が、はけ口が非常にどこかで詰まるというようなことがありますので、この辺は、この中で考えるのか、しっかり連携して、その対策をどう考えるのかということをおわせて考えとかないと

いけないんじゃないかということで、それをちょっと申し入れをしておきたいと思うし、もし、その考えがもう既にありますと、その答えもよく聞いておりますということがあれば、教えていただきたいと思えます。

○小金丸国際課長 外国クルーズ船に関しましては、国際課のほうで担当させていただいておりますので、私のほうから回答させていただきます。

今委員のほうがおっしゃった渋滞につきましては、八代市の、特に免税店付近で、特に夕方など千丁方面から帰宅ラッシュで帰られる方、あるいは、クルーズ船の日帰りツアーも、最後の終盤にかけて船に戻るというところで免税店に寄られるということで、あわせまして渋滞が発生しているということは承知しているところでございます。

こういった渋滞につきましては、これまでツアーを催行しておりますランド社を含めまして、あと、地元の八代市、それからDMO八代、それから八代警察署、そういったところを含めまして、県も入ったところで、これまで数回協議をさせていただいているところでございます。

現状を申し上げますと、こういったツアーを催行するランド社に対しまして、こういった渋滞が起きないように、例えばツアーを分散化するなり、時間帯をずらすなり、そういった点について、今現在では、ちょっと口頭で、こういった協議の場あるいはランド社を訪れる中で申し入れをしているところです。

ただ、なかなか委員がおっしゃるとおり、渋滞等なくならない部分もございますので、今後、文書にて、ランド社のみならず、船会社、あるいは旅行会社の親会社、チャーターと言いますが、そちらの方に対しても積極的に働きかけていきたいと思っております。

それから最後に、物流拠点構想との関連でございまして、クルーズ拠点化につきまして

も大事なこういった要素を示しておりますので、引き続き関係課と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○城下広作委員 わかりました。もうしっかり頑張ってもらいたい。

参考に、今言った以外のものもいっぱいありまして、ごみの問題、用便の問題、道路をばんばん横断する、非常にありとあらゆるものがいっぱいあるということはよくよく存じておると思いますので、よろしく願います。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○高野洋介副委員長 1点だけ。

少し視点を変えて、先ほどの渋滞解消なんですけれども、あそこちょうど変則3差路でしょう。変則3差路だから渋滞する面があるんですよ。だから、あそこにあるからいけないんですよ。例えば、違うところに持ってきてもらうとか、そういう視点も視野に入れながら要望されるなりされたほうが、そっちのほうが根本的な解決になるんじゃないかなと思っております。あそこでどれだけ交通指導をしても多分一緒ですよ。引っ張って引っ張って、お互い前後の信号でひっかかりますから、恐らく多分渋滞の解消にはならないと思います。どんだけ分散しても、あそこは7～8台しかとまらぬでしょう、駐車場に。だから、あそこは根本的な問題があると思えますので、そこも視野に入れて交渉なりなんなりされてください。

以上です。

○小金丸国際課長 御指摘いただきありがとうございます。

承知いたしました。また関係機関ともそこ

を踏まえまして協議していきたいと思っています。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 インデックスの4番についてちょっと質問なんですけれども、このカラーの数値目標を見ているんですけれども、延べ外国人宿泊者数が、再来年、2019年で120万人というふうになっているんですが、目標を大きく持つということはいいことなんですけれども、現在の熊本県のホテルのキャパで足りるのかどうか。

それとあと、この数字には民泊とかも考慮に入れてるのかなと思ひまして。御承知のとおり、みずほ銀行が、外国の企業と協力して、企業の社員寮とかを民泊用にどんどん変えていくとか、結構何カ月か前に報道してたと思うんですけれども、そういうことまで視野に入れての数字なのかどうか教えてください。

○永友観光物産課長 まず、キャパにつきましては、本県の旅館、それからホテルと、3つありますけれども、簡易宿所あるんですけれども、旅館業法上の許可を得ている、それが約1,000ございます。1,000施設。

その旅館の稼働率については、毎月、大体平均しますと、旅館で30%から40%でございます。ホテルになりますと、これはシティーホテルとビジネスとちょっと違いますけれども、若干高くて7割ぐらいが稼働率とっていただけるといいと思いますけれども。ということで、キャパとしては十分にまだ耐え得るというふうに考えております。

ただ、これまで、インバウンドについては、熊本と阿蘇というのが中心的だったんですけれども、そこだけに集中されると宿がとれないというような状況も出てくるかとは思ひます。そういうことも考えられますので、

やはり各地域、今一生懸命、人吉、天草、県北のほうもしっかりインバウンドの取り込みも力を入れてやっておりますので、そちらのほうにしっかり誘客していくと。県内にくまなくインバウンドも誘客するというのでやっていくということであれば、キャパ的には問題ないというふうに今考えております。

それともう一点のお尋ねでございますけれども、この数値に民泊——これは、いわゆる今民泊新法の話だと思うんですけれども、これは今のところ考慮に入れておりません。民泊の新法は、一応6月に成立はしておりますけれども、具体的に施行は1年以内ということになっていますので、国からまだ詳細が各県に示されておきませんので、それを受けて検討はしていきたいというふうに考えております。

○濱田大造委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で委員から何かありませんか。

○松田三郎委員 小原局長、水谷課長か小原局長、答弁の機会が少ないほうにちょっと答弁を。

特別委員会もつくっておりますが、国際スポーツの関係で、ざっくりした質問で恐縮ですが、2019年に、ラグビーもある、ハンドボールもある。とりわけ、ハンドボールの場合は、熊本県と市もですかね、よそじゃなくて、だけでやらなければならないという意味では、私が当選する前でしたけれども、男子のハンドボール大会の経験者も多分もうほとんどいらっしやらない、少ないという中であって、県庁の中で人的な問題も限られた中で頑張っていたらとる。予算も頑張ってもら

とる。会場を含め、物的なハードの面もしなければならぬし、海外からもいろいろ来られるということで、非常に御苦労も多いんだろうとっております。

ことは、ラグビーもテストマッチがあったりとか、ハンドボールも、この前8月に試合があったりと、ちょっと表現は悪いですけども、一定のシミュレーションもできた部分もあるんだろうとっております。

それで——そやん難しか顔せぬでよかです。これから本番に向けて、こういうところはやっぱりもうちょっと改善しなきゃいけないとか、あるいは、ここここはこの時期にこうやるんだという工程表なり工程管理も必要だと思います。

それで、ちょっとこの辺はまだまだ心配だなとか、あるいは、議会のほうでも結構でございますし、委員会でも結構でございます。ここはこういうふうにしてほしいとか、1つ2つ、余り心配な話ばいっぱいされるとちょっと不安になりますが、本番を見据えてちょっとこの辺はというのがもしあれば、我々も、そういうところを共有しながら、一つ一つ改善していけるんじゃないかという意味で前向きな質問ですので、よろしく願います。

○小原国際スポーツ大会推進局長 どうも質問ありがとうございます。

今委員がおっしゃられたように、ことし、ラグビー、それからハンドボールもプレ大会をして、大会の競技の運営そのものについては大分いろいろな課題も見えてきましたし、今後、競技の運営という面に関しては、準備をこのまま進めていけば何とかなるのではないかとっております。

ただ、我々としては、今後、ラグビーが何試合あるか、まだちょっとわからないんですけども、1試合3万人の会場、それから、ハンドボールに関しては、この前も御報告い

たしましたけれども、全大会を通じて30万人程度の観客を集める必要があるということでございますので、やはり何と言っても、県全体の盛り上げを今後どうしていくかというのを、やはり各種団体、——昨年実行委員会もつくりましたけれども、経済界、いろんな教育団体、スポーツ団体を含め、どうやってこれから盛り上げていくかというところが、やはり一番大きな課題になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○松田三郎委員 精いっぱい協力しますので、我々も。というてもあれですね、我々も選挙がその前にあるわけですし、顔ぶれも変わっているかもしれない。部長ももう年齢的にいらっしゃらないとか、もしかすると異動で関係者もというのものもあるかもしれません。

ただ、県庁、かなり、教育委員会とかはもちろん、観光とか国際課も含めて、いろいろな多くの部署にもかかわるところでございますので、引き続き、これをやってくれ、あれをやってくれ、いろいろリクエストは大いに歓迎でございますので、一緒に頑張っていこうとっております。

もういっちょいいですか。

○早田順一委員長 はい、どうぞ。

○松田三郎委員 中座したので、もしかすると説明があったかもしれませんが、法人等の経営状況等——質問というより意見に近いと思いますが、を説明する書類、どなたか御存じの方で結構でございますが、たしか以前は一冊一冊かなり製本されて、全部で何十冊であったと。これは、たしか自治法で、この議会に説明する書類を提出して報告しなければならない。これは多分、何か基準が出資比率とか県のかかわりぐあいとかというのがある中で、この幾つか報告しなければならないと

というようなことを聞いたような記憶がありますが、まず前提として、前の部署とかでも結構でございますが……。

○田中環境生活部長 環境生活部でございます。

私も、以前伝統工芸館を担当しておりましたときに、伝統工芸館の県の出資比率が50%未満のときは報告をしておりますでしたが、あるときから50%を超えるようになりまして、議会のほうに報告をさせていただくようになったというふうに記憶をしております。もし間違えてたらお許しください。済みません。

○松田三郎委員 基準は、もしかするとまた変わってるかもしれませんが、なかなか、これ皆さんに質問というよりも、今後の委員長、副委員長に——事前にいただいて読んでくるべき部分はあるかと思いますが、なかなか、議案の説明の中で、ぼっとこれ何ページですと言われて、こう見ても、数字だけではなくて、さっきの御質問にあったように、重要な組織であるけれども、なかなか、1期生、2期生の先生方も、何でこやん組織があつたらどうかということというのは、やっぱりある意味じゃ団体も不幸なことだと思いますので、もし可能ならば——ことしはいいですよ、選挙等もありますので。

例えば、閉会中に、委員会で何かこう団体について詳しく説明してもらおうとか、来年以降ですね。ほかの委員会も、団体の数が多いところ、少ないところあるかと思いますが、皆さんは嫌がられるかもしれませんが、ある程度、この財団、この組織は、やっぱりこういう今まで歴史があつて、数字だけではなくて、こういう役割を果たしているんだというところの認識も必要なかなとちょっと思いましたので、あくまでもこっち側の話でございますが、そういう機会を、また、ほか

の委員長とも——来年以降でございますので、要望としてお伝えしたいと。意見でございます。

○早田順一委員長 しっかり松田委員の発言を来年度以降の委員会に反映できるように、引き継ぎをさせていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長